



2月17日(月)～3月17日(月) 所得税・市県民税の 申告をお願いします



所得税と市県民税の申告相談

市では、所得税と市県民税の申告相談会場を地域別に設けます。

申告相談を希望する人は、左の申告相談会場地区別日程表を確認の上、必要な書類を準備して、会場にお越しください。

※4カ所の申告会場がありますが、開いている会場は常に1カ所だけです。

▽相談時間

午前9時～正午、午後1～4時

▽申告時に必要なもの

源泉徴収票、生命保険などの支払証明書、印鑑、通帳、その他必要書類

国税庁ホームページなども活用ください

相談会場は混雑することが予想されます。

確定申告書を自分で作成し、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」または郵送などにより提出することを勧めます。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って操作することで、所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。郵送などで提出する人はこちらをご利用ください。
・国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

申告相談会場地区別日程表

開催日	地区	会場		
2月	17日(月)	西須恵・東須恵・飯井	ゆめトピア長船 2階リフレッシュスタジオ	
	18日(火)	牛文・磯上		
	19日(水)	福里・土師		
	20日(木)	福岡		
	21日(金)	服部		
	24日(月)	八日市・長船		
	25日(火)	長浜		
	26日(水)	鹿忍・千手		牛窓町公民館 3階大会議室
27日(木)	牛窓			
28日(金)	牛窓	瀬戸内市役所 2階大会議室		
3月	3日(月)		福谷・虫明	裳掛コミュニティセンター
	4日(火)		上笠加・下笠加・箕輪・北池	
	5日(水)		大富・福山・向山・北島	
	6日(木)		尻海・庄田	
	7日(金)		東谷・豊原・大窪	
	10日(月)		尾張・山手・豊安	
	11日(火)		山田庄	
	12日(水)		本庄・上山田・下山田	
	13日(木)		豆田・福元・百田・宗三・福中	
	14日(金)	地区指定なし		
17日(月)	地区指定なし			

市外の申告相談会場のご案内

▷相談日時 2月17日(月)～3月17日(月)
午前9時～午後5時(受付は午後4時まで)
▷会場
・西大寺税務署(岡山市東区西大寺中2-24-13)
・ママカリフォーラム(岡山市北区駅元町14-1)
※通常、土・日曜日と祝日は、申告相談を行っていませんが、2月23日と3月2日の日曜日に限り、ママカリフォーラムでは、確定申告の相談を行います。
※来場の際は、公共交通機関をご利用ください。ママカリフォーラムの駐車場は有料です。
☎西大寺税務署 ☎086-942-3815

所得税の確定申告が必要な人

・営業、農業、不動産などの所得がある人で、昨年1年間の合計所得金額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人

・サラリーマンなどで、給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える人および年末調整をしていない従たる給与所得や退職所得以外の各種の所得合計が20万円を超える人

・給与の年収が2千万円を超える人
・医療費控除、寄付金控除、雑損控除、住宅借入金等特別控除(1年目)などを受ける人

※生命保険や損害保険の満期・解約保険金も一時所得として申告の必要がある場合があります。

市県民税の申告が必要な人

平成26年1月1日現在、市内に住所がある人は、原則として市県民税の申告が必要です。ただし、次の要件に該当する人は申告の必要はありません。

・所得税の確定申告をした人
・平成25年中の所得が給与または公的年金のみである人
※平成25年中の所得が給与または公的年金のみの人で、所得税の源泉徴収税額はないが医療費控除、寄付金控除、雑損控除、扶養控除などを受けようとする人は申告書を提出してください。

※公的年金受給者で、扶養親族等申告書を日本年金機構などへ提出していない人は、扶養控除の申告をするとき市県民税が少なくなる場合があります。

【市県民税の住宅借入金等特別控除について】

市県民税における住宅借入金等特別控除は、次のいずれかの場合に適用されます。
①適用を受けようとする年度の分の市県民税(個人住民税)

の申告書もしくは前年分の所得税の確定申告書(いづれも市県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの)に、所得税の住宅ローン控除に関する事項の記載がある場合

※市県民税の納税通知書は6月中旬の発送を予定しています。送達した後に申告書を提出する場合は、市県民税の住宅借入金等特別控除を受けられません。

②適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日において、源泉徴収義務のある給与支払者から給与の支払を受けている者が、租税特別措置法第41条の2の2に規定する年末調整に係る住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除を受けている場合

年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場

合には、確定申告は必要ありません。

ただし、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。また、市県民税の申告が必要な場合があります。

復興特別所得税が創設

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%を掛けて計算します。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

例えば基準所得税額が10万円だった場合は、2.1%を乗じた2,100円が復興特別所得税となります。

国税務課

要介護認定を受けている人の障害者控除

要介護認定を受けている人は、その認定状況により、所得税・市県民税の障害者控除を受けられる場合があります。該当する場合は、申請をしてください。

▽認定基準日 平成25年12月31日

▽申請方法
障害者控除対象者認定申請書は福祉課、市民課総合窓口、牛窓支所、裳掛出張所にあります。申請書に必要事項を記入し押印の上、提出してください。

※障害者控除対象者認定書の交付には約10日かかります。
※平成25年12月31日の時点で障害者手帳を持っている人は、手帳により障害者控除を受けることができます。

☎福祉課、市民課総合窓口、牛窓支所、裳掛出張所
☎福祉課
☎0869-26-5943